育成センター（□利用辞退（現在育成センターを利用しているが、利用を辞める場合）□利用申請取下げ（利用申請をしているが、利用開始日より前に申請を取下げる場合））届

年　　月　　日提出

西宮市立留守家庭児童育成センター　指定管理者　様

フリガナ
保護者名

〒
住所

電話　（　　）　　―

次の児童について、下記のとおり届出します。

フリガナ		生　年　月　日（西暦）	学年　※令和６年度現在
児童名		年　月　日	年生

育成センター名	登録コード（利用許可通知書に記載されています）
（第　）育成センター	

利用辞退の場合	利用最終月：　年　月末まで利用
利用申請取下げの場合	利用開始予定日：　年　月　日

[注1]利用辞退の場合は、最終利用される月の月末、利用申請取下げの場合は利用開始日の前日（いずれの日も土・日・祝日の場合は直前の平日）が締切日となります。郵送の場合も締切日必着となりますのでご注意ください。

[注2]**利用開始日以後に届け出た場合は、利用実態の有無にかかわらず、利用辞退の扱いとなります。**
また、**届出が受理されるまでは在籍とみなされ、育成料が徴収されます**のでご注意ください。

[注3]利用辞退(申請取下げ)の受理通知書は発行いたしません。荷物の整理などと合わせて利用の各育成センターにてご確認ください。

[注4]なお、年度末における通年利用終了時（令和７年３月31日）の利用辞退届の提出は不要です。

利用申請を取下げ、又は辞退する理由にもっとも当てはまるものを以下から一つ選び ☑ してください。

理由１		理由２
利用要件がなくなったから	1 □	保護者の退職・勤務時間等の変更
	2 □	保護者の退院
	3 □	産後期間の終了（出産後８週間経過）〔 出産日：　年　月　日 〕
	4 □	他市への引越し　〔 転居先：　都・道・府・県　区・市・町・村 〕
	5 □	その他（具体的に）
子どもにとって、育成センターは不要だと感じるから	6 □	子どもだけで留守番ができるから
	7 □	祖父母等の親族が健全育成できるから
	8 □	育成センターに代わるものができたから（習い事など）
	9 □	放課後キッズルームを利用するから
	10□	その他（具体的に）
育成センターは必要と感じるが、他に辞める理由があるから	11□	利用料が高かったから
	12□	子どもが育成センターに馴染めなかったから（内容をお聞かせください）
	13□	その他（具体的に）
他の育成センターに転所	14□	市内の転校で引き続き他の育成センターを利用〔 転校先：　小学校 〕

【申請書の提出・問い合わせ先】
裏面参照

受付印

センター	入力	市	申請	
			〒	窓	担当

各申請書の提出先・問い合わせ先

育成センター	指定管理者	受付時間（※1）
瓦木、津門 （※2）	ライクキッズ 津門留守家庭児童育成センター 〒663-8245　西宮市津門呉羽町 5-13 瓦木留守家庭児童育成センター 〒663-8106　西宮市大屋町 10-20	平日 10:30～19:00 津門育成センター 電話 0798-34-2044 瓦木育成センター 電話 0798-65-5443
平木 （※2）	日本デイケアセンター 大阪営業所 育成センター事務局 〒531-0075　大阪市北区大淀南 1-9-16　山彦ビル 3 階	平日 10:00～18:00 電話 06-6147-5001
鳴尾	三光事業団 鳴尾育成センター事務局 〒663-8125　西宮市小松西町 2-6-30	平日 9:00～17:00 電話 0798-41-4421
苦楽園、深津 （※2）	シダックス大新東ヒューマンサービス西宮事務局 〒663-8184　西宮市鳴尾町 1 丁目 24－20　田中ビル 3 階	平日 10:00～19:00 電話 0798-44-3536
香櫨園、浜脇、用海 （※2）	西宮 YMCA　（神戸 YMCA 西宮ブランチ） 〒662-0977　西宮市神楽町 5-23	平日 9:00～17:00 電話 0798-35-5987
高木、高木北、高須西 （※2）	セリオ 西宮事務局 〒662-0034　西宮市西田町 1-22 ＮＤビルハイツ 206 号室	平日 10:00～19:00 電話 0798-78-3908
上甲子園、甲子園浜、夙川、大社、鳴尾東 （※2）	労協センター事業団 西宮事業所 〒663-8113　西宮市甲子園口 4 丁目 16-3	平日 9:00～17:00 電話 0798-67-5170
上記以外（★）	西宮市社会福祉協議会 育成センター事業課 〒662-0913　西宮市染殿町 8-17 西宮市総合福祉センター1 階	平日 9:00～17:00 電話 0798-36-7127

（★）今津、上ケ原、上ケ原南、瓦林、神原、北夙川、北六甲台、甲東、甲陽園、小松、高須、段上、段上西、名塩、生瀬、鳴尾北、西宮浜、春風、東山台、樋ノ口、広田、南甲子園、安井、山口

（※1）土日祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）は受付を行いません。
（※2）各育成センターでも申請書の受付が可能です（三光事業団、西宮市社会福祉協議会を除く）。